

面会規程

1.目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2.基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3.面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

毎日 14 時 00 分～17 時 00 分（患者様おひとりにつき30分程度）

診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4.面会人数および回数

面会人数および回数は次の条件とする。

- (1) 面会人数は、1 患者につき 1 回 3 名までとする。
- (2) 面会回数は、面会者 1 名につき 1 日 1 回までとする。同一の面会者が同日に複数回面会することはできない。ただし、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

5.面会者

制限なし。(但し、小学生以下の面会はデイルームもしくは個室のみとする)

6.面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) デイルームもしくは個室
- (2) 患者の病状等により病室内でカーテンをして面会可能

7.面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- ① 面会者は入口インフォメーションで許可証を受け取り、各病棟へあがる。
- ② 許可証は首から下げ、面会の間は着用する。
- ③ 各病棟ナースステーションにて面会者が職員へお声かけいただき記帳を行う。

- ④ 面会者は帰宅時ナースステーションへの声かけと帰宅時間の記帳を行う
- ⑤ 入口インフォメーションへ面会者が許可証を返却する。

8.面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 来院時に手指衛生を実施すること
- (2) マスクを着用すること

9.面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

10.面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合
- (2) 感染症の流行などによって病院が面会制限を決定した場合

11.面会の特例

次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 重症患者、終末期
- (2) 主治医または病院が必要と判断した場合

12.感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ決定する。

なお、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

13.規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで委員会の承認を得て決定する。

2026年6月1日 施行